

## IFRS サステナビリティ開示基準と本公開草案の項番対照表

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局

本資料は、IFRS サステナビリティ開示基準と当委員会が公表したサステナビリティ開示基準案<sup>1</sup>（以下、「本公開草案」という。）の項番対照表をお示しするものである。本資料は、サステナビリティ基準委員会事務局が本公開草案の読者の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。

なお、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）において、「結論の根拠」は基準の一部を構成し、基準の他の部分と同じ強制力を有するものであることに留意されたい。

### IFRS S1 号<sup>2</sup>と本公開草案の項番対照表

IFRS S1 号	適用基準案	一般基準案	気候基準案	備考
第 1 項	—	第 1 項	—	
第 2 項	BC61 項	—	—	
第 3 項	第 4 項(5)及び 第 36 項	第 2 項	—	
第 4 項	第 1 項	—	—	
第 5 項	第 2 項	第 3 項	—	
第 6 項	第 36 項	第 2 項	—	
第 7 項	—	第 4 項	—	
第 8 項	第 3 項	—	—	
第 9 項	—	—	—	SSBJ 基準は、非営利企業が適用することを意図していない。

<sup>1</sup> 当委員会が 2024 年 3 月 29 日に公表した次の公開草案をいう。

- (1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（適用基準案）
- (2) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 1 号「一般開示基準（案）」（一般基準案）
- (3) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号「気候関連開示基準（案）」（気候基準案）

<sup>2</sup> 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（「IFRS S1 号」）をいう。

IFRS S1号	適用基準案	一般基準案	気候基準案	備考
第10項	第19項及び 第20項	—	—	
第11項	第22項	—	—	
第12項	—	—	—	本項の具体的な要求事項は、IFRS S1号B1項からB12項に定められている。
第13項	第26項及び 第28項	—	—	
第14項	第27項	—	—	
第15項	第23項及び 第29項	—	—	
第16項	第25項	—	—	
第17項	第50項	—	—	
第18項	第4項(6)	—	—	
第19項	—	—	—	本項の具体的な要求事項は、IFRS S1号B13項からB37項に定められている。
第20項	第7項	—	—	
第21項	第31項	—	—	
第22項	第9項	—	—	
第23項	第32項	—	—	
第24項	第10項	—	—	
第25項	—	第7項	—	
第26項	—	第8項	—	
第27項	—	第9項、第10 項及びBC29項	—	
第28項	—	第11項	—	
第29項	—	第12項	—	
第30項	—	第14項	—	
第31項	—	BC33項	—	

IFRS S1号	適用基準案	一般基準案	気候基準案	備考
第32項	—	第15項及び BC35項	—	
第33項	—	第23項及び BC46項	—	
第34項	—	第16項及び 第18項	—	
第35項	—	第17項及び BC37項	—	
第36項	—	第20項	—	
第37項	—	第19項	—	
第38項	—	第20項	—	
第39項	—	第21項	—	
第40項	—	第22項	—	
第41項	—	第24項、第25 項及び第27項	—	
第42項	—	第28項	—	
第43項	—	第29項	—	
第44項	—	第30項	—	
第45項	—	第31項	—	
第46項	—	第33項	—	
第47項	—	第35項	—	
第48項	—	第34項	—	
第49項	—	第36項	第90項	
第50項	—	第37項及び BC55項	第91項及び BC193項	
第51項	—	第40項	第94項	
第52項	—	第32項	第45項	

IFRS S1号	適用基準案	一般基準案	気候基準案	備考
第53項	—	第32項	第45項	
第54項	第44項	—	—	
第55項	第45項及び 第47項	—	—	適用基準案には、「IFRS サステナビリティ開示基準」とは異なる定めが含まれている。「IFRS サステナビリティ開示基準と本公開草案における提案の差異等の一覧」(以下「差異等の一覧」という。)のI.(1)1.「ガイダンスの情報源」を参照のこと。
第56項	第52項	—	—	
第57項	第53項	—	—	
第58項	第54項、第56 項及び第57項	—	—	適用基準案には、「IFRS サステナビリティ開示基準」とは異なる定めが含まれている。「差異等の一覧」のI.(1)1.「ガイダンスの情報源」を参照のこと。
第59項	第62項	—	—	適用基準案には、「IFRS サステナビリティ開示基準」とは異なる定めが含まれている。「差異等の一覧」のI.(1)1.「ガイダンスの情報源」を参照のこと。
第60項	第64項	—	—	適用基準案には、「IFRS サステナビリティ開示基準」とは異なる定めが含まれている。「差異等の一覧」のI.(2)1.「情報の記載場所」及びI.(3)1.「情報の記載場所」を参照のこと。
第61項	—	—	—	本項は、サステナビリティ関連財務情報を提供する可能性がある場所について、さまざまな例を示しているものであり、本公開草案には含めていない。
第62項	第65項	—	—	
第63項	—	—	—	本項の具体的な要求事項は、IFRS S1号B45項からB47項(適用基準案の第66項から第68項)に定められている。
第64項	第69項及び 第70項	—	—	適用基準案には、「IFRS サステナビリティ開示基準」とは異なる定めが含まれている。「差異等の一覧」のI.(1)2.「報告期間」、I.(2)2.「同時の報告」及びI.(3)2.「同時の報告」を参照のこと。
第65項	—	—	—	本項は、52週間を1報告期間として報告する企業の実務も妨げない旨を説明している。ほとんどの日本企業は、12か月を1報告期間として報告している。
第66項	第72項	—	—	

IFRS S1号	適用基準案	一般基準案	気候基準案	備考
第67項	第74項	—	—	
第68項	第75項	—	—	
第69項	BC129項	—	—	
第70項	第76項	—	—	適用基準案には、「IFRS サステナビリティ開示基準」とは異なる定めが含まれている。「差異等の一覧」のI.(2)3.「比較情報」及びI.(3)3.「比較情報」を参照のこと。
第71項	BC138項	—	—	
第72項	第82項	—	—	
第73項	第84項	—	—	
第74項	第85項	—	—	
第75項	BC150項	—	—	
第76項	第86項	—	—	
第77項	第87項	—	—	
第78項	第88項	—	—	
第79項	BC156項	—	—	
第80項	BC153項	—	—	
第81項	BC154項	—	—	
第82項	第89項	—	—	
第83項	第90項	—	—	適用基準案には、「IFRS サステナビリティ開示基準」とは異なる定めが含まれている。「差異等の一覧」のI.(2)4.「誤謬」を参照のこと。
第84項	第91項	—	—	
第85項	第94項	—	—	
第86項	—	—	—	本項の具体的な要求事項は、IFRS S1号B55項からB59項（適用基準案の第91項から第93項及びBC157項）に定められている。

IFRS S1号	適用基準案	一般基準案	気候基準案	備考
付録A	第4項 (1)から(4)、 (6)、(8)、 (10)から (12)、BC63項 及びBC96項	第5項(1)	—	
B1項	第4項(5)及び 第36項	第2項	—	
B2項	BC61項	—	—	
B3項	BC62項	—	—	
B4項	—	—	—	本項はインパクト・マテリアリティの概念を説明しているため、本公開草案に含めていない。
B5項	—	—	—	本項はインパクト・マテリアリティの概念を説明しているため、本公開草案に含めていない。
B6項	第39項及び 第42項	—	—	
B7項	第41項	—	—	
B8項	第35項	—	—	
B9項	BC58項	—	—	
B10項	第43項及び BC57項	—	—	
B11項	第48項及び BC85項	—	—	
B12項	第49項	—	—	
B13項	第4項(6)及び 第50項	—	—	
B14項	BC96項	—	—	

IFRS S1号	適用基準案	一般基準案	気候基準案	備考
B15 項	BC97 項	—	—	
B16 項	第 58 項	—	—	
B17 項	BC94 項	—	—	
B18 項	BC95 項	—	—	
B19 項	BC100 項	—	—	
B20 項	第 51 項	—	—	
B21 項	第 59 項	—	—	
B22 項	第 60 項	—	—	
B23 項	BC101 項及び BC102 項	—	—	
B24 項	BC103 項	—	—	
B25 項	第 24 項	—	—	
B26 項	第 23 項	—	—	
B27 項	BC112 項	—	—	
B28 項	第 61 項	—	—	
B29 項	第 30 項	—	—	
B30 項	BC44 項及び BC45 項	—	—	
B31 項	BC111 項	—	—	
B32 項	第 14 項	—	—	
B33 項	第 13 項	—	—	
B34 項	第 15 項	—	—	
B35 項	第 15 項	—	—	
B36 項	第 16 項及び 第 17 項	—	—	
B37 項	第 18 項	—	—	

IFRS S1号	適用基準案	一般基準案	気候基準案	備考
B38項	第8項	—	—	
B39項	第31項	—	—	
B40項	BC47項	—	—	
B41項	BC46項	—	—	
B42項	第33項	—	—	
B43項	—	—	—	本項は、つながりのある情報について、さまざまな例を示しているものであり、本公開草案には含めていない。
B44項	—	—	—	本項は、つながりのある情報について、さまざまな例を示しているものであり、本公開草案には含めていない。
B45項	第66項(1)、 (3)、(4)	—	—	
B46項	第66項(2) 及び第67項	—	—	
B47項	第68項	—	—	
B48項	BC130項及び BC131項	—	—	
B49項	第76項	—	—	
B50項	第77項	—	—	
B51項	第78項	—	—	
B52項	—	第38項	第92項	
B53項	—	第39項	第93項	
B54項	第79項及び BC145項	—	—	
B55項	第90項	—	—	
B56項	第91項	—	—	
B57項	BC157項	—	—	
B58項	第93項	—	—	



IFRS S1号	適用基準案	一般基準案	気候基準案	備考
B59項	第92項	—	—	
C1項	第53項	—	—	
C2項	第57項	—	—	
C3項	第83項及び BC90項	—	—	
付録D	第21項及びA3 項からA35項	—	—	
E1項	第95項	第41項	—	本公開草案は、確定基準の公表日以後終了する年次報告期間から適用することができる とすることを提案している。
E2項	—	—	—	本公開草案は、「最初の年次報告期間」の概念を用いることを提案している。SSBJ基準 の適用対象及び適用時期については、当局が決定する予定である。
E3項	第96項	第42項	—	
E4項	—	—	—	適用基準案第69項において、一定の条件を満たす場合、サステナビリティ関連財務開示 について、財務諸表と同時に報告する必要はないとすることを提案しているため、本項 は、本公開草案には含めていない。
E5項	第97項及び 第99項	第43項	—	
E6項	第98項	第43項	—	

IFRS S2 号<sup>3</sup>と気候基準案の項番対照表

IFRS S2 号	気候基準案	備考
第 1 項	第 1 項	
第 2 項	第 2 項及び第 4 項(5)	
第 3 項	第 3 項	
第 4 項	第 2 項	
第 5 項	第 9 項	
第 6 項	第 10 項、第 11 項 及び BC40 項	
第 7 項	第 12 項	
第 8 項	第 13 項	
第 9 項	第 14 項	
第 10 項	第 19 項	
第 11 項	第 18 項	
第 12 項	第 17 項	
第 13 項	第 20 項及び BC56 項	
第 14 項	第 28 項、第 29 項、 BC60 項及び BC61 項	
第 15 項	第 21 項及び第 23 項	
第 16 項	第 22 項、BC58 項 及び BC59 項	
第 17 項	第 25 項	
第 18 項	第 24 項	
第 19 項	第 25 項	
第 20 項	第 26 項	
第 21 項	第 27 項	

<sup>3</sup> ISSB が公表する IFRS S2 号「気候関連開示」（「IFRS S2 号」）をいう。

IFRS S2号		気候基準案	備考	
第22項		第31項、第32項、 第33項、第38項及び 第39項		
第23項		第16項		
第24項		第40項		
第25項		第41項		
第26項		第42項		
第27項		第43項		
第28項		第44項		
第29項	(a)	(i)	第49項及び第50項	
		(ii)	第51項	
		(iii)	第63項から第65項	
		(iv)	第55項及びBC126項	
		(v)	第56項及び第57項	気候基準案には、「IFRS サステナビリティ開示基準」とは異なる定めが含まれている。「差異等の一覧」のI.(1)3.「スコープ2 温室効果ガス排出」を参照のこと。
		(vi)	第58項及び第60項	気候基準案には、「IFRS サステナビリティ開示基準」とは異なる定めが含まれている。「差異等の一覧」のI.(1)4.「ファイナンスド・エミッション」を参照のこと。
	(b)	第80項	気候基準案には、「IFRS サステナビリティ開示基準」とは異なる定めが含まれている。「差異等の一覧」のI.(1)5.「気候関連のリスク及び機会」を参照のこと。	
	(c)	第81項		
	(d)	第82項		
	(e)	第83項		
	(f)	第84項		
(g)	第87項	気候基準案には、「IFRS サステナビリティ開示基準」とは異なる定めが含まれている。「差異等の一覧」のI.(1)6.「報酬」を参照のこと。		
第30項		第48項		
第31項		—	本項の具体的な要求事項は、IFRS S2号 B64項及びB65項に定められている。	
第32項		第89項		

IFRS S2号	気候基準案	備考
第33項	第94項	
第34項	第95項及び第96項	
第35項	第97項	
第36項	第99項から第101項	
第37項	第98項	
付録A	第4項(1)から(4)、 (6)、(7)、第5項(1)、 (2)、第6項(1)、(3) から(8)、(12)、(13)、 (19)、第7項、第8 項、BC24項、BC72項、 BC159項及びBC181項	
B1項	A3項	
B2項	第36項及びA4項	
B3項	第30項及びA5項	
B4項	A6項	
B5項	A7項	
B6項	A8項	
B7項	A9項	
B8項	第34項、第35項 及びA10項	
B9項	A11項	
B10項	A12項	
B11項	A13項	
B12項	A14項	
B13項	A15項	
B14項	A16項	

IFRS S2号	気候基準案	備考
B15 項	A17 項	
B16 項	A18 項	
B17 項	A19 項	
B18 項	第 30 項及び A20 項	
B19 項	第 66 項及び BC153 項	
B20 項	第 67 項	
B21 項	第 68 項	
B22 項	第 69 項及び第 70 項	
B23 項	BC111 項	
B24 項	第 51 項	
B25 項	BC114 項	
B26 項	第 63 項から第 65 項	
B27 項	第 62 項及び第 63 項	
B28 項	第 64 項、第 104 項(1) 及び第 106 項(1)	
B29 項	第 65 項及び BC151 項	
B30 項	第 56 項及び第 57 項	
B31 項	第 6 項 (11)	
B32 項	第 58 項	
B33 項	第 59 項	
B34 項	第 78 項及び BC169 項	
B35 項	第 79 項	
B36 項	第 77 項	
B37 項	第 60 項及び C3 項	
B38 項	B1 項	
B39 項	第 72 項	

IFRS S2号	気候基準案	備考
B40 項	第 73 項	
B41 項	第 74 項	
B42 項	B3 項	
B43 項	第 73 項(1)及びB4 項	
B44 項	B5 項	
B45 項	B6 項	
B46 項	第 6 項(17)、(18) 及びB7 項	
B47 項	第 73 項(2)及びB8 項	
B48 項	第 6 項(17)及びB9 項	
B49 項	第 6 項(18)、 第 73 項(2)及びB10 項	
B50 項	B11 項	
B51 項	第 73 項(3)及びBC151 項	
B52 項	第 73 項(3)及びB12 項	
B53 項	第 73 項(4)及びB13 項	
B54 項	B14 項	
B55 項	第 75 項	
B56 項	第 75 項	
B57 項	第 76 項	
B58 項	—	本項は、ファイナンスド・エミッションの概念を説明しているため、気候基準案に含めていない。
B59 項	第 60 項及びC3 項	
B60 項	第 60 項	
B61 項	C7 項	
B62 項	C8 項	

IFRS S2号	気候基準案	備考
B63項	C9項	
B64項	第80項から第84項 及び第87項	
B65項	第47項及びBC96項	
B66項	BC198項	
B67項	第98項	
B68項	BC202項	
B69項	BC203項	
B70項	第101項	
B71項	BC206項	
C1項	第102項	気候基準案は、確定基準の公表日以後終了する年次報告期間から適用することができることを提案している。
C2項	—	気候基準案は、「最初の年次報告期間」の概念を用いることを提案している。SSBJ基準の適用対象及び適用時期については、当局が決定する予定である。
C3項	第103項	
C4項	第104項及び第106項	
C5項	第105項	

以上